

生徒指導部

【服装・頭髪 規定】

清潔で端正、明るく学生らしい調和のとれた着装は、高校生としてのプライドと西高生への信頼を高めるものである。以下の規定について遵守すること。

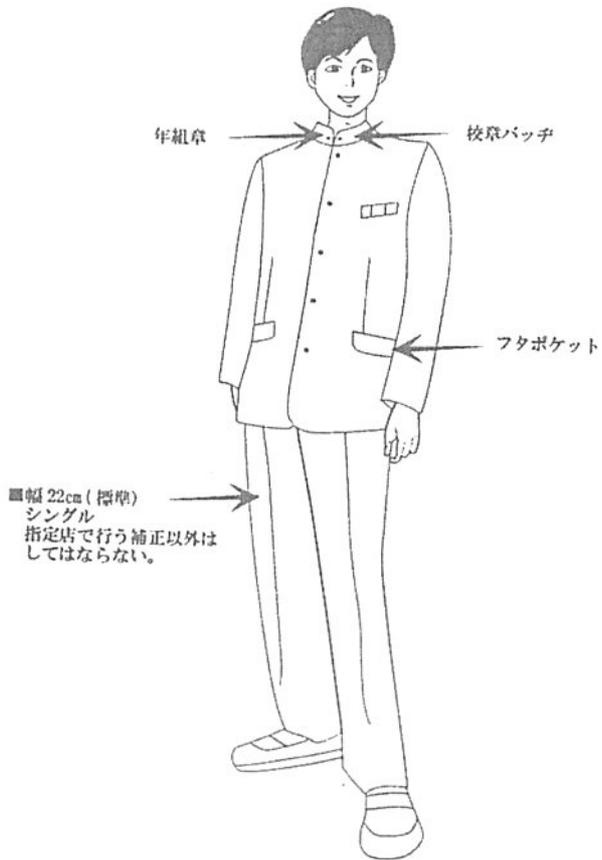
- 1 制服は、次ページの図を参照すること。
＜多い違反事例＞指定店以外で購入した制服（中学校時代や他校のもの等）、スカート丈を短くしたり脇を詰めたりしたもの、校章や年組章をつけていないもの等。
- 2 通学靴は、学生らしい型のもの（革靴・スニーカー等）を使用すること。
- 3 上履きは、学年別に色分けした規定のものを用いること。
- 4 ソックスは白・黒・紺、タイツは黒とする。
- 5 やむを得ない理由により、制服と異なるものを着用するときは、保護者からクラス担任を通じ、生徒指導部長の許可を受けなければならない（異装許可願を提出すること）。
- 6 頭髪について
流行を追いすぎることなく、整髪（面接試験に臨める頭髪や清潔感を与える頭髪）を常に心がけて、品位を保つこと。具体的には、以下のことに注意すること。
 - （1）極端に目にかかる長さや極端な段差・刈り上げをしないこと。後ろ髪が肩より長くなった時は、髪を結ぶこと。なお、髪を結ぶ際は、耳より下で結ぶこと。
 - （2）髪飾りやヘアバンド類は禁止する。なお、ゴムの色は派手な色でないものとする。
 - （3）染髪・脱色やエクステンション・パーマ類・整髪料を付けるなど、頭髪の加工をしない。
 - （4）ヘアアイロンやドライヤーの使いすぎによる頭髪の変色にも注意する。
- 7 額のそり込み、まゆそり、化粧、ピアス、アイプチ等はしないこと。
- 8 体育・家庭その他の授業のために必要とする服装は、担当教師の指示を受けること。
- 9 更衣の時期
12月1日から卒業式当日までは、冬服での生活を推奨する。ただし、式典や事前に周知してある集会や講演会の場合は、指示された制服で臨むこと。また、登下校時に防寒着を着用する場合は、必ず冬服の上から着用すること。
- 10 冬服を着用するにあたって、防寒着・ネックウォーマー・マフラー・手袋・タイツを着用してもよい。ただし、以下のことに留意すること。
 - （1）あくまで登下校のみとし、登校後や下校前に教室内で着脱する時以外は、校舎内の着用を不可とする。冬服（学ランもしくはジャケット&ベスト）を着た上から、防寒着を着用すること。
 - （2）単色・柄なし・無地が好ましい。ただし、高価・派手にならないよう努める。
 - （3）プルオーバータイプは不可だが（羽織るタイプのみ可）、部活動で統一されたものであれば認める。
 - （4）保管場所の問題や盗難・紛失の危険性を考慮して、バッグに入る大きさにすること。
- 11 その他
 - （1）制服の購入は必ず指定店で行うこと。制服を譲り受ける場合は、体格に合っており、改造等をしていないものとする。なお、指定店以外で購入したものや勝手に変形したものは制服と認めない（制服の補正を行う場合は、確認証を提出する）。冬服・合服・夏服共に、手持ちのものは流用できない。
 - （2）夏服の際は、中に着るシャツは色物・柄物以外を着用すること（白が望ましい）。
 - （3）登下校は制服を着用する。ただし、部活動生は休日、部活動着（チームジャージが望ましい）での登校を認める。部活動以外での休日登校時の服装は、制服とする。

夏服

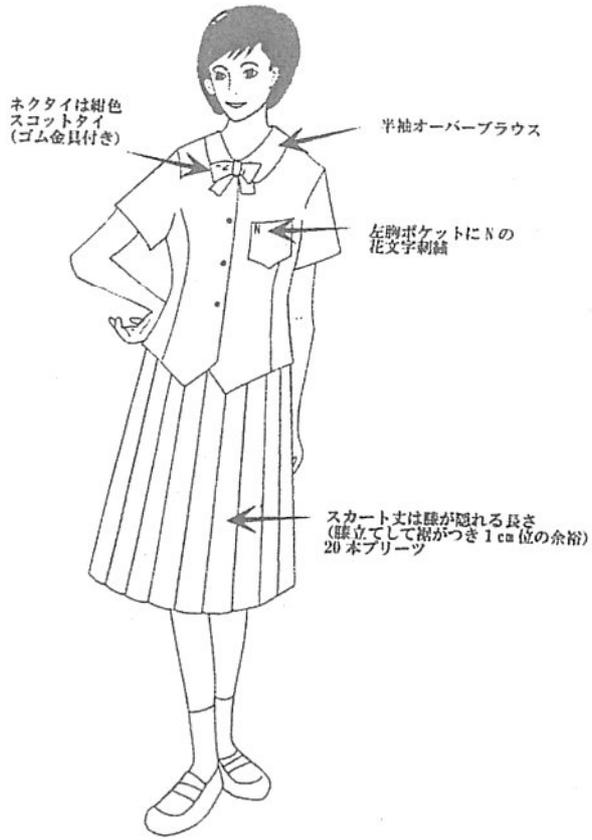


冬服

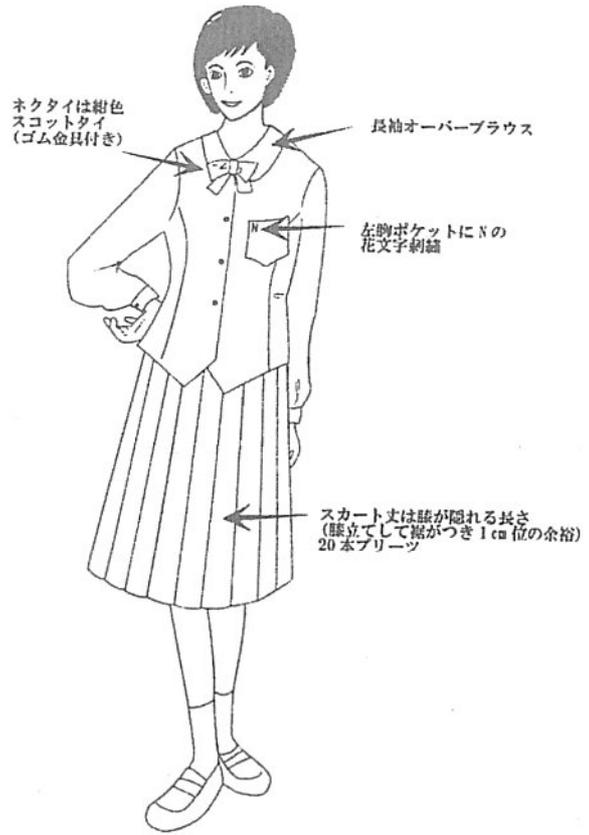
合服



夏服



夏服



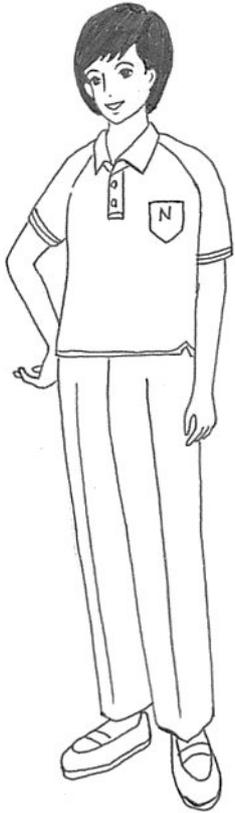
夏服



夏服



夏服



合服



冬服



冬服

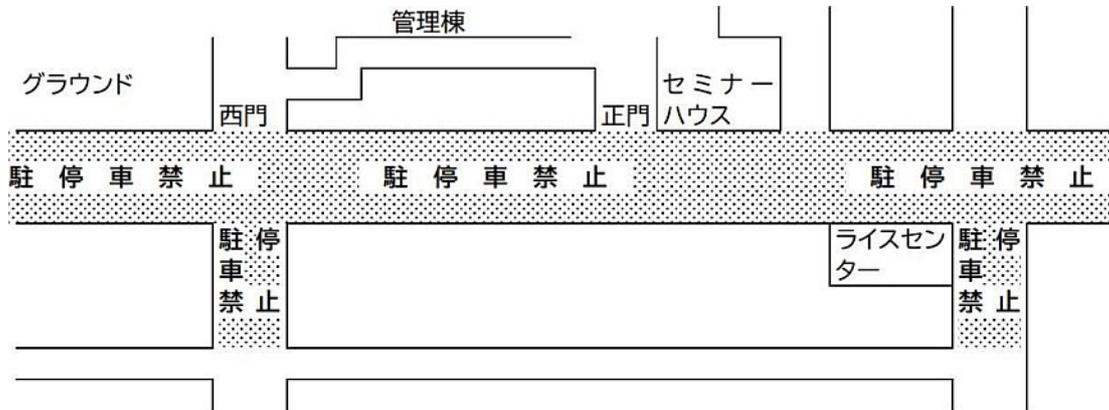


【通学 規定】

1 通学

- (1) 通学は徒歩・自転車・バスを原則とします。2年次より学校の許可を得て原動機付き自転車（以下、原付）通学をすることができます。なお、自動車で送迎される場合は、事故・トラブルが無いようよろしくお願いいたします。

<登校時> ※校内（正門内、体育館裏など）への車両の乗り入れはできません。



※学校周辺の私有地（アパート等）の駐停車は所有者にご迷惑をおかけしますので、絶対におやめください。
※駐停車する際は、上記の場所以外で行い、登校する生徒・他車・歩行者に十分注意し、必ずハザードランプを点灯してください。

<下校時> ※体育館裏駐車場への進入の仕方にご協力をお願いします。



※三和荘までの直線道路は道幅が狭いため、対向車に十分注意してください。
※北門から入り、「体育館裏駐車場」に駐車してください。
※帰る際は、セミナー横から出てください。下校する生徒や部活動の生徒の飛び出しなどに注意するために、校内は必ず徐行で走行してください。

- (2) 自然災害等で登校不能の場合は、そのむね学校に届けてください。事実が証明された場合、出席停止の措置がとられ、欠席の記録から除外されます。また、流感や非常災害等で学級閉鎖や休校の措置がとられた場合は、学校ホームページ、スマートフォンアプリ「すぐーる」にて確認をお願いしています。

2 バス・電車・汽車の定期券について

- 4月から使用するものは「通学証明書交付願」を3月までに事務室に提出する。
- 後日「通学証明書」を事務室で渡すので、各自定期券を購入すること。

3 自転車通学について

- 「自転車通学許可願」を提出し、以下の〔自転車通学規定〕を遵守する者に関しては、自転車通学を許可する。許可が認められた者には学校指定のステッカーと反射シールを配付するので、自転車に貼り付けること。

〔自転車通学規定〕

- ア 自転車は、ブレーキ、自動点灯ライト、反射板、スタンド、荷物カゴまたは荷台の整備がされたものであること。
- イ 自転車安全整備店で点検・整備し、「TS マーク」と「自転車防犯登録」を行うこと。
- ウ ミニサイクル、折りたたみ式自転車、ドロップハンドル、ファッション性の高い自転車は許可しない。
- エ 安全性向上のため、自転車用ヘルメットの着用、任意保険の加入を推奨する。
※自転車災害保険については、万一の事故に備えて別封の民間の保険等を参考にして検討され、できるかぎり加入されることをお勧めします。
- オ クロスバイク等のスポーツ自転車を使用するものは、上記アに加え、泥よけカバーを装着し、自転車用ヘルメットを必ず着用すること。
- カ 雨天時は必ず雨カッパを使用すること（メーカー等は指定しない）。
- キ 交通事故防止のため、以下のような道路交通法に違反する行為はしない。
 - ・並進、右側通行、傘さし運転、ながら運転、2人乗り、一旦停止無視など
- ク 交通マナーを心がけ、以下のような思いやりのある運転をすること。
 - ・スピードは控えめにする。
 - ・時間にゆとりを持った登下校をする。
 - ・自転車通行可の歩道では、歩行者優先であり、歩道の車道側を走行する。
 - ・道を譲ってもらった場合などは、相手側にお礼の会釈をする。
- ケ 上記ア～クを遵守できない場合は、自転車通学の停止・取り消しを行う。

- 令和5年4月1日から自転車ヘルメット着用が「努力義務」になりました。自転車事故の死亡原因の50%が頭部損傷です。命を守るためヘルメットを着用しましょう。

4 原付バイク通学について

- (1) 原付免許取得・通学は原則認めない。
- (2) 通学許可条件を満たす生徒に限り、2年次より原付免許取得・通学を認める。
※自動車の免許取得については、条件を満たした場合に限り、3年生の3学期以降、許可している。

【携帯電話・スマートフォンについて】

- 1 次の許可条件を保護者、生徒の双方が書面にて承諾した場合は、携帯電話・スマートフォンの校内持込を許可する。
- 2 許可条件
 - (1) 所持する携帯電話・スマートフォンは保護者が契約したものとし、全てのトラブル等については「保護者で責任を負うものとする」。
 - (2) 機器には、保護者の責任でフィルタリングをかけ、暗証番号(ロック)を設定する。
 - (3) 登校後、生徒昇降口を通過する前にバッグの中で電源を切ること。その後、校内にいる間はバッグの中に入れ使用せず、自己の責任で管理する。なお、保護者への連絡や学習及び進路関係など校内で使用する必要が場合は、本校職員へ申し出て使用すること。
 - (4) 下校の際は、電源を入れてよいが、登下校中の緊急時(交通事故・不審者・地震等の自然災害及び自転車のパンク)など、やむを得ず使用する場合は周囲の状況に十分配慮すること。
 - (5) 他人を誹謗・中傷するなど悪意のある書き込みや、他者や不適切な写真・動画(内容及び校内の施設を含む不適切な場所等)をSNS上にアップしないこと。
 - (6) 午後10時以降の使用を自粛すること。利用時間の制限や利用額の上限等、機器の利用法について家庭内で話し合ったうえルールを決める。
 - (7) 違反した場合は、「イエローカード指導」や「特別な指導」など、学校の指導に従う。

【その他】

- 1 夜間外出・不健全な場所への立入禁止について
 - (1) 夜遅く(22時以降)には外出しないこと。
 - (2) 遊技場(パチンコ店・カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ等)や、主として酒類を提供する店への立入は、熊本市高等学校生活指導連盟の申し合わせ事項により禁止とする。
- 2 飲酒喫煙・薬物等について
 - (1) 飲酒や喫煙をいかなる場所でも行わないこと。
 - (2) 大麻・覚せい剤・向精神薬・危険ドラッグ・シンナー等の勧誘には毅然とした態度で断り、すぐに保護者や学校、警察等に連絡すること。また、いわゆる「大麻グミ」及び類似成分などの食品等にも十分注意すること。
- 3 アルバイトについて
本校では、原則としてアルバイトを認めない。ただし、出席状況や学習成績などの条件次第では、1・2年生の冬季休業中及び3年生の家庭学習期間中にかぎり許可をする場合がある。